

学校における働き方改革
夕張市アクション・プラン
(第2期)

令和3年4月

夕張市教育委員会

○はじめに

今、学校は学習指導要領の狙いや社会からの要請等を踏まえ、児童・生徒に対する指導を一層充実させることが期待されている。

その実現のため、教職員は授業やその準備等に集中し、子どもたちと向き合う時間を確保する事が重要である。

このことから、教職員を業務改善・軽減し、健康でやりがいを持って働ける環境を整えることが喫緊の課題である。

これを受け、夕張市教育委員会では、業務改善の方向性を示した、学校における働き方改革『夕張市アクション・プラン』を策定した。

1 働き方改革に関する国の動き

- 平成 29 年 6 月 「学校における働き方改革に関する総合的な方策」中教審へ諮問（文部科学省）
- 平成 29 年 8 月 「学校における働き方改革に係る緊急提言」（中教審初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会）
- 平成 29 年 12 月 「学校における働き方改革に関する総合的な方策(中間まとめ)」(中教審)
- 平成 29 年 12 月 「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）
- 平成 31 年 1 月 「学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」(中教審)
- 平成 31 年 1 月 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省）
- 平成 31 年 3 月 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」(文部科学省)
- 令和元年 12 月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の公布（文部科学省）
- 令和 2 年 1 月 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和 2 年文部科学省告示第 1 号。以下「国指針」という。）

2 アクション・プランの性格

- 本プランは、国指針第 4 の（1）に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、教育職員の業務量の適切な管理に関する規則（令和 2 年教育規則第 2 号）第 2 条に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。
- 本プランについては、今後の国の動向や学校における取組状況等を見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

3 教育委員会及び学校の役割

(1) 夕張市教育委員会の役割

- 学校における働き方改革を進めるための計画や学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定める。
- 地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

(2) 学校の役割

- 学校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取り組みを、関係機関と連携しながら、主体的に推進する。
- 「勤務時間」を意識した働き方を進め、教職員一人一人の意識改革を促進する。

4 アクション・プランの目標及び期間

当面の目標を次のとおり設定し、取組期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

この目標を達成するため、令和5年度までに目指す指標

- 1 部活動休養日の完全実施（年間①（平日週1日52日＋週末週1日52日）＋②学校閉庁日9日（①と②の重複分を除く。））
- 2 変形労働時間制の活用
- 3 定時退勤日を毎月2回以上実施
- 4 学校閉庁日を年9日以上実施

5 推進体制と取組の検証・改善

(1) 推進体制

夕張市教育委員会教育長、教育課長、各学校長で本プランを管理する。

(2) 取組の検証・改善

毎年度、推進状況を把握して取り組みを検証し改善を行う。

(3) 検証結果の提供

教職員及び地域に対して、検証結果を提供する。

6 具体的な取組

(1) 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

ア 専門スタッフ等の配置の促進

- 学習等をサポートする特別支援教育支援員を配置する。
- 道教委の「スクールカウンセラー活用事業」を活用し配置する。
- 語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）を活用し、外国語指導助手（ALT）を配置する。
- 必要に応じ、児童・生徒を支援するスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼する。

イ ICTの活用

- 全教職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率を図る。
- 校務支援システムによる業務の効率化・負担軽減について、十分な協議を行いながら導入についての検討を行う。
- 校内無線 LAN 環境の整備を行い、タブレットを活用した ICT 教育の充実を図る

ウ 学校行事の精選・見直し

- 管理職のリーダーシップのもと、業務の適正化を図り、教職員の負担軽減に努める。

エ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みが推進されるよう、学校、地域、保護者が一体となって教育活動を推進する、学校運営協議会（コミュニティスクール）の充実・醸成を図る。

(2) 部活動指導に関わる負担の軽減

ア 部活動休養日の実施

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。

また、学校閉庁日を設定する場合はその期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は、可能な限り休養日とするよう努めること。

イ 部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末は除く。）は3時間程度とする。

※ 上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取扱の詳細については、「夕張市立学校に係る部活動の方針」による。

ウ 外部指導者の活用

- 部活動の充実と技術指導面や精神面における教職員の負担軽減のため、各種大会等への生徒の引率も可能な「部活動指導員」を必要に応じて配置する。

エ 複数顧問の効果的な活用

- 可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取り組みを行う。

(3) 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

ア ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- 職員一人ひとりがワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう推進する。

イ 出退勤について

- 出勤時間は、原則、7時以降とし、退勤時間は19時30分とする。
（19時30分から翌朝7時までの学校滞在は、原則不可）

ウ 長期休業期間中における一定期間の「学校閉庁日」の設定

- 教職員が年次有給休暇を取得しやすい環境を整備し、心身の健康保持するため、長期休業期間中に9日以上为学校閉庁日を設定する。

① 実施目的

教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持する。

② 設定期間

- 8月15日前後の特定の3日間以上に設定することを基本（夏季休業期間内で、幼・少・中・高校と連携し学校の実情に応じて設定する）とする。
- 年末年始の休日は、従前どおりの学校閉庁日とする。但し、年末、年始の土曜日、日曜日の状況を勘案し、幼・少・中・高校と連携し学校の実情に応じて、学校閉庁日とすることが出来る。

③ 服務上の取扱等

- 年休、夏期休、振替等。
- 休暇取得を強制しない。
- 出勤も可とする。但し、この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。
- 部活動休養日に設定する。
- 大会やコンクール等の直前で、やむを得ず部活動を行う場合は、代替の休養日を取得することとする。

④ 保護者への周知

各学校で保護者に発出する。

エ 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入

- 勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることが明確化されたことを踏まえ、教職員が在校している時間をICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し記録するシステムの導入及び活用するよう取組む。

オ 事務機能の強化・業務の効率化

- ・ 教職員と事務職員との間での一層の業務の連携等により業務を見直し、事務機能の強化と業務の効率化を図る。

(4) 教育委員会による学校サポートの充実

ア 学校現場の負担軽減

- ・ 各種団体等から学校への行事の参加や作品の応募依頼等、また、夕張市教育委員会が学校の児童・生徒と共に実施する事業についても、学校現場の負担の解消のための措置を講ずる。

イ 保護者や地域住民等の理解を得るための取組の促進

- ・ 教職員の時間外勤務縮減の取組に対する保護者、地域住民、市役所各部署の理解促進を図る。

7 学校職員の在校等時間について

- ・ 学校の教育職員にあっては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年北海道条例第61号。以下「給特条例」という。）第7条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（正規の勤務時間中を超える勤務及び同条例第7条第1項各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に勤務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定める。

- ・ 市教委は、次に定める業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進める。
- ・ 各学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とする。

(1) 対象者の範囲

給特条例第2条第2項に規定する教育職員を対象とする。

(2) 業務を行う時間の上限

ア 「勤務時間」の考え方

いわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するために、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を当該教育職員の「在校等時間」とする。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育

職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げる①及び②の時間を加え、③及び④の時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、③については、当該教育職員の申告に基づくものとする。

- ① 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として市教委が外形的に把握する時間
- ② 市教委等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- ③ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務以外の時間。
- ④ 休憩時間。

イ 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- ① 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」という。） 45時間
- ② 1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」という。） 360時間

ウ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務労の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

- ① 1か月時間外在校等時間 100時間未満
- ② 1年間時間外在校等時間 720時間
- ③ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月
- ④ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

(3) 市教委が行う措置

ア 市教委は、教育職員が在校している時間は、ICTの活用等により客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測するよう取組む。

また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

イ 市教委は、休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法等の規定を順守する。

ウ 市教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意する。

- ① 教育職員の勤務状況等に応じて、医師による助言・指導を受け、又は教育職員に医師等による面接指導等の必要な措置を講ずる。
- ② 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。
- ③ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。

エ 上限時間の原則市教委は、各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(4) 留意事項

ア アクション・プランに掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。

イ 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

ウ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

○おわりに

教職員の長時間勤務の実態は看過できない状況であり、教育の質の確保のためにも、保護者や地域を含め、子どもたちの教育に携わるすべての関係者がこうした実態を共有し、改善に向けて取り組むことが求められている。

夕張市教育委員会は、本プランで整理した事項のうち、出来ることは直ちに行うほか、検討が必要なことについては、関係機関等と協議のうえ、具体化に向け推進する。